

第4 計画の推進

第4 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進は市民が主役です。生きる上での基本となる食育については、市民一人ひとりが食に関心を持ち、積極的に実践していくべきものです。

このため、食育の推進にあたっては、市民をはじめ家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、大学・専門学校、職場、関係団体、行政などがそれぞれの役割に応じて主体的に活動し、市民運動として連携・共働した取り組みを推進することが重要です。

2 計画推進のための関係者の役割

(1) 市民

食育の推進には、市民一人ひとりが、食に関する正しい知識と理解を深め、自ら判断し、実践することが重要です。

(2) 家庭

家庭は、生涯を通して、個人の食習慣に大きな影響を与える最も基礎的基盤です。

特に、乳幼児期、学童期においては、家庭での食生活は心身の成長を育むとともに、基本的な食習慣が形成される大切な場所となります。

このため、家庭は、親子のふれあいや家族団らんなどを通して、食事を作る人や生産した人々への感謝の心を育むとともに、食についてのマナーや健康を保持増進する食生活の考え方を身につける実践の場という役割を担い、日々の生活の中で繰り返し食育を実践していくことが重要です。

(3) 地域

地域は、市民の生活の拠点であり、生涯を通して人々の食生活に影響を及ぼします。身近な場所において、食を楽しむ機会や体験できる機会の提供により、地域で市民が主体的に食育に取り組むための支援を果たすことができます。

また、地域住民はそれぞれの地域の特色を生かし、その地域の個性豊かな食材や郷土料理に親しみながら、住民相互のふれあいと交流を通じ、食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践のための活動などに取り組むことが重要です。

(4) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、家庭とともに基本的な食習慣を身につける大切な場所です。このため、この時期に、家庭と連携して、楽しく食べる体験により生涯にわたって「食」への関心を育むとともに、食べる力や食のマナーなど、食の基本を指導する必要があります。

また、保育所においては、所長を中心に、保育士、栄養士、調理員等全ての職員が関わった食育の計画のもとで、給食を提供するとともに保護者への情報の発信など、基本的な生活習慣が楽しく身につくような指導を行っていく役割を担います。幼稚園においては、それぞれの園の実情に応じ、園児や保護者への食育の推進に努めます。

(5) 小学校・中学校

学校における食に関する指導は、健康教育の一環として、望ましい食習慣を身につけ実践できる力を育成することが大切です。

そのためには、学校長を中心に、栄養教諭や学校栄養職員、給食主任、担任教諭、養護教諭、給食調理員などすべての職員が関わり、発達段階に応じた計画に基づいた指導を行います。また学校給食を生きた教材として活用し、好ましい人間関係の形成や、集団生活を通して社会性・協調性の涵養にも留意した指導を担います。あわせて家庭や地域の連携を深めるため学校での取り組みについて情報を発信していきます。

(6) 高等学校・大学・専門学校

若者期は、食生活に関する関心が低いため、高等学校・大学・専門学校においては、食を中心とした健康づくりの情報を積極的に発信していく必要があります。

本市では、栄養、運動、医療などの専門学部を有する大学等も多く存在しているため、これら大学等と連携して、食育に関する公開講座等を通して市民への広報啓発を図っていきます。

(7) 職場

職場は、社員への定期的な健康診断等に基づき、食生活の改善を促したり、食育啓発活動に取り組むなど、食育の推進に努めます。

(8) 関係団体

食品の生産・流通・製造者などの食品関連事業者や食生活改善推進員協議会等ボランティア・NPO等の関係団体はそれぞれの組織の目的や役割に応じて、食育講座や研修会などを開催したり、地域の求めに応じた助言・指導をします。

(9) 行政

市民や関係団体等が食育への取り組みを主体的に推進できるよう関係者間のネットワークを構築し、食育に関する指導者の養成・情報の発信・環境の整備を積極的に行い、総合的な計画推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況の管理においては、基本施策の達成状況を、成果指標や、市民アンケート、既存調査の継続、新規調査等により適切に調査し、計画の進捗状況を管理、評価します。

また、福岡市食育推進会議条例に基づき、平成18年7月に設置した「福岡市食育推進会議」に毎年基本施策の実施状況を報告し、意見を求め、連携して推進します。

『福岡市食育推進計画』推進のイメージ

